

# 三重県国民保護計画 (素案)

概 要

平成17年9月

三 重 県

# 三重県国民保護計画(素案)

## 概要

### 第1編 総論

#### 1 県の責務及び計画の目的

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

この計画は、県内における武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的として作成する。

また、今後、国民保護措置に係る研究成果、新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

#### 2 三重県国民保護基本方針

国民保護措置に関する基本方針を以下に定める。

##### (1) 基本的人権の尊重

県は、国民を保護するに当たっては、国民の自由と権利を尊重することとし、それに制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

##### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民を保護するために生じた損失補償等については、できる限り迅速に、その救済に努める。

##### (3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

##### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との連携の確保に努める。

##### (5) 国民の協力

県は、国民を保護するために必要があるときは、国民に対し必要な援助等について協力を要請する。その際、国民は自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

##### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民保護措置について、その自主性を尊重する。

##### (7) 高齢者、障害者等への配慮

県は、国民を保護するに当たっては、高齢者、障害者、外国人及び旅行者その他特に配慮を要する方への対応について、留意する。

##### (8) 安全の確保

県は、国民を保護するに当たって、その措置に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

### 3 三重県の地理的及び社会的特徴

三重県と他府県との県境には、急峻な山岳地、一級河川等が存在し、県境を越える避難が必要となる場合には、避難路が制限されるため、平素から隣接する他府県との連携体制の整備、船舶等による輸送手段の確保等を検討する必要がある。

また、三重県は、全国平均より高い高齢化率を示し、今後、高齢化社会への移行が予想されるため、より一層の高齢者等への配慮が必要となる。

道路網及び鉄道網は、地域によって整備に偏りがあるため、東紀州地域においては、避難に際して道路及び鉄道に加え、海上交通の活用も検討する必要がある。

石油コンビナートは、大量の石油等が貯蔵、処理されており重大な災害が発生する恐れがあるため、平素からその管理に留意する必要がある。

また、県内には多様なレジャー施設等の大規模集客施設が多数あり、県民のみならず、県外及び国外からも多数の観光客が訪れるため、観光客及び外国人を含めた旅行者に配慮した対応が必要である。

### 4 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、次の4類型を対象とする。

・ 着上陸侵攻	・ ゲリラ及び特殊部隊による攻撃
・ 弾道ミサイル攻撃	・ 航空攻撃

また、緊急処理事態として、次の事態を対象とする。

	分 類	事態例
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、主要駅等の爆破
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	生物剤、化学剤の大量散布、放射性物質の拡散等
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機による自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

### 5 三重県地域防災計画等との関係

県国民保護計画と県地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性があるため、県地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について相互に連携し、活用する。

## 第2編 平素からの備え及び予防

### 1 組織及び体制の整備等

#### (1) 県における組織及び体制の整備

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、防災危機管理局職員を中心とした宿日直体制を活用し、24時間即応可能な体制を確保する。

また、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、準備体制、警戒体制及び非常体制を整備する。

#### (2) 関係機関との連携体制の整備

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

また、市町村及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合を図るとともに、情報交換を行うなど意思疎通を図る。

#### (3) 通信の確保

県は、国民保護措置の実施に関し、通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

また、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、衛星系通信及び地上系通信を併用した防災行政無線を有効活用する。

#### (4) 情報収集及び提供等の体制整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況及び被災情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

さらに、県民が必要な情報を、的確かつ迅速に入手できるシステムの構築を推進する。

#### (5) 研修及び訓練

県は、職員に対する危機管理等に関する啓発研修において、国民保護に関する研修を行う。

また、各部局等は、国民保護に関する意識の定着を図るため、独自の研修を実施する。

### 2 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県内の道路網、輸送力、避難施設、生活関連等施設の基礎的資料を整備する。

また、救援に関する措置を実施できるよう、収容施設、備蓄物資、関係医療機関等の基礎的資料を整備する。

### 3 生活関連等施設の把握等

#### (1) 生活関連等施設の把握等

県は、自ら保有する情報及び所管省庁による情報提供等に基づき県内に所在する生活関連等

施設を把握するとともに、施設の名称、所在地、連絡先等について整理する。

また、生活関連等施設の管理者に対し、所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を周知徹底する。

(2) 県が管理する公共施設等における警戒

県は、当該施設滞在者の確認を徹底するなどの不審者対策及び警察等への定期的巡回依頼、連絡体制の確認等の措置を実施する。

4 物資及び資機材の備蓄、整備等

住民の避難、避難住民等の救援に必要な物資及び資機材については、防災のための備蓄と共通するものが多いことから、原則として、相互に兼ねるものとし、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄については、国と連携の上、整備する。

5 国民保護に関する啓発及び周知

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報紙、テレビ等の様々な媒体を活用し、国民保護措置について啓発する。

また、防災に関する啓発手段の活用、消防団及び自主防災組織への協力依頼等により住民への啓発を行う。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

県は、危機が発生した場合においては、速やかな初動情報の収集を行うとともに、県危機対策本部を速やかに設置する。

2 県対策本部の設置等

内閣総理大臣から、県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置する。当該対策本部に部を置き、各部は国民保護に関する対策を実施する。

3 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他関係機関と相互に連携する。

4 自主防災組織及びボランティアの活動

武力攻撃事態等において、避難住民の誘導、救援、被災者の救助等の実施において、一定の役割が期待される自主防災組織の活動に対する必要な支援を行う。

ボランティアの活動に対し、県は、その安全を十分に確保する。

## 5 警報及び避難の指示等

### (1) 警報の通知及び伝達

知事は、国の対策本部長が発令した警報が通知された場合には、直ちにその内容を市町村長、指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

また、放送事業者に対し、的確かつ迅速に警報の内容を通知する。

### (2) 避難の指示等

知事は、国の対策本部長による避難措置の指示を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長等に通知する。

また、要避難地域の住民に対し、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期並びに避難経路及び輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

## 6 救援

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民に対し、関係機関の協力を得て、収容施設の供与並びに食品、飲料水、被服、寝具、その他生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供等の措置を行う。

## 7 安否情報の収集及び提供

県は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県立病院、県立学校等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

また、県は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、重複を排除し、情報の正確性を確保するよう努める。

さらに、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

## 8 武力攻撃災害への対処

### (1) 生活関連等施設の安全確保等

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

また、当該施設の管理者に対し、安全確保のための必要な措置を講ずるよう要請する。

### (2) 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

知事は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害を受けた場合においては、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、それぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下に措置を講ずるとともに、汚染の拡大を防止するため、飲食物等の移動禁止及び生活用水の給水制限等の権限を行使する。

(3) 応急措置等

知事は、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示及び警戒区域の設定を行う。当該通知を受けた県警察は、交通規制等の必要な措置を講ずる。

9 石油コンビナート、大規模集客施設等に係る武力攻撃災害への対処

(1) 石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃災害への対処

県は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から国民の生命、身体又は財産の保護に努める。

特定事業者等は、異常現象の発生の通報を受けたときは、直ちに消防本部に通報する。また、知事は、国の指示等を踏まえて、地域住民に対し避難を指示する。

(2) 大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処

県は、平素から大規模集客施設等における武力攻撃災害に対する確かつ迅速に対応できるよう、国、市町村、大規模集客施設、その他関係機関等との連携体制を整備するとともに、武力攻撃災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図り、災害から観光客等の生命、身体又は財産の保護に努める。

10 被災情報の収集及び報告

県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害の被災情報について収集し、第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び中部管区警察局に速やかに連絡する。

11 保健衛生の確保及びその他の措置

県は、避難先地域に対して、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置する等、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握及び健康障害の予防等を行う。

12 国民生活の安定に関する措置

知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するための措置を行う。

また、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう、適切な措置を講ずるとともに、市町村、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、災害時要援護者に配慮した物資の供給等の活動を行う。

13 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する等、緊急交通路の確保に当たる。

## 14 赤十字標章及び特殊標章等の交付並びに管理

知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準及び手続等に基づき、医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

また、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準及び手続等に基づき、職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

## 第4編 復旧等

### 1 応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

### 2 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害の復旧については、国の制度に基づき適切に対応する。

### 3 国民保護のための措置に要した費用の支弁等

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、法により原則として、国に対し負担金の請求を行う。

また、県は、法に基づいて行った結果生じた損失等については、損失補償、実費弁償、損害補償を行う。

## 第5編 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。